

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑西市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正な使用等への対策として、事業者選定の際に事業者のセキュリティ体制を確認し、併せて個人情報、秘密保持に関して契約に含めることとしている。

評価実施機関名

筑西市長

公表日

令和7年3月4日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	<p>市民を対象とする業務を適切に行い、市民の正しい権利を保障するためには、市民に関する正確な住民記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下、「住基法」という。)に基づき市民に関する記録の適正な管理を図るため、市民に関する記録を正確かつ統一的行うことを目的として作成される台帳であるとともに、市民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他市民に関する事務の処理を行う上で、基礎となるものである。</p> <p>また、この住民基本台帳を、市民の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため住基法に基づいてネットワーク化し、全国共通の本人確認システム(住基ネット)として全国の都道府県と共同して構築している。</p> <p>そこで、住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、住民基本台帳に関する事務を以下のとおり取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市区町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下、「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年度11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。</p> <p>・申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p>< 選択肢 > 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	住民記録システム(既存住民記録システム)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民の届出・戸籍の届出や通知・職権に基づき、住民基本台帳の世帯情報、個人情報を追加・削除・変更する。 2. 対象者の個人・世帯情報・個人番号カード及び住民基本台帳カードの発行状況等を照会する。 3. 住民の申請に基づき証明書(住民票、住民票記載事項証明書等)を作成する。 また、住民への各種通知(住民票コード通知等)や関係する機関への通知を出力する。 4. 都道府県や関係部署で使用する各種統計情報(転入・転出者数表、年齢別統計、人口ピラミッド等)を作成する。 5. 住民が住民票の記載事項を閲覧するための台帳や関係部署で使用する台帳などを作成する。
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (出入国管理システム)</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム

システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 各事務システム接続機能</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム5	
①システムの名称	かんたん窓口システム
②システムの機能	<p>1. 庁内にある交付申請端末機と連携して証明書の交付申請を行う。</p> <p>2. 証明書の発行履歴を保持し、出力する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (証明書コンビニ交付システム)
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	<p>1. 【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</p> <p>2. 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (申請管理システム)



II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(6) 転出証明情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	特例に基づき転出を行った転入出者
その必要性	法の規定に基づき転出者の情報を転出先市町村に提供するため また、特例による転入者の情報を転入異動時に使用するため
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="radio"/>] 医療保険関係情報 [<input type="radio"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="radio"/>] 年金関係情報 [<input type="radio"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="radio"/>] その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するため ・4情報その他住民票関係情報: 法定記載項目のため ・業務関係情報: 法定記載項目のため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	市民環境部 市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (広域住民票の発行を依頼する市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③使用目的 ※	住基ネットへ本人確認情報を提供する際に提供内容を保持するため	
④使用の主体	使用部署	<ul style="list-style-type: none"> ・市民環境部市民課 ・市民環境部市民課川島出張所 ・総務部関城支所 ・総務部明野支所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード及び住民基本台帳カードを所有する住民が転出する時に本ファイルに転出者の情報を記録し、住基ネットCSを介して転出先の市町村に本ファイルの内容を提供する。 ・個人番号カード及び住民基本台帳カードを所有する住民が転入するときに住ネットCSを介して転入者の4情報等を入手する。 	
	情報の突合	広域住民票を依頼先市町村に提供する際に、発行依頼情報と住民基本台帳情報の突合を行う。
⑥使用開始日	平成27年10月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システム保守業者	
①委託内容	システム保守	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社TKC	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている () 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="radio"/>] 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)
②提供先における用途	市町村からの個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同じ
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の数」と同数
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。
提供先2～5	
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の数」と同数
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="radio"/>] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	市区町村
①法令上の根拠	住民基本台帳法
②移転先における用途	特例による転入者の情報を転入時に使用するため
③移転する情報	記録項目に同じ

< 選択肢 >

④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	異動が発生するたび随時	
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> ●データは、サーバ内に保管しており定期的にバックアップを実施している。 ●サーバ室への入退室への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・執務室への入退室については、台帳(入退室管理簿)にて管理している。 ・執務室奥のサーバ室へは、ICカードを用いて入退をを管理し、常時入退ログを管理している。 ●許可された業務サーバ以外の操作を防止するため、全てのサーバラックについて個別に施錠し、鍵での開閉管理を行っている。 ●不正なアクセスを防止するため、操作者のIDと二要素認証(手のひら静脈)を用いてアクセス制御を実施し、操作ログの記録も行っている。 ●業務システムから不正に情報を持ち出し出来ないよう、セキュリティ管理者の承認を得るよう、データ持ち出しの制御を図り、持ち出したログについても記録している。 	
7. 備考		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

異動事由、届出日、異動日、通知日、住民票コード、世帯番号、成年後見区分、有効フラグ、表示順位、異動確認フラグ、証明書発行禁止、再転入区分、カナ氏名、漢字氏名、英字氏名、外国人本名、外国人通称名カナ、外国人通称名、生年月日、表示生年月日、性別、続柄、住民区分、国籍コード、住民となった事由、住民となった日、出生届出日、帰化日、帰化届出日、非住民事由、非住民日、住定日、住所届出日、転入届出日、転出届出日、転出予定日、転入通知受理日、転出決定日、本籍市町村コード、本籍市町村名、本籍住所コード、本籍住所名、筆頭者名、特別居住区分、主個人コード、世帯主名、カナ世帯主名、郵便番号、住所コード、行政区コード、番、号、枝、予備、番地サイン、住所名、編集済番地、方書、電話番号、従前住所変更日、従前変更区分、従前変更名称、従前市町村コード、従前市町村名、従前住所名、従前方書、転入郵便番号、転入市町村コード、転入市町村名、転入住所名、転入方書、転入世帯主名、転予郵便番号、転予市町村コード、転予市町村名、転予住所名、転予方書、転出先世帯主名、転決郵便番号、転決市町村コード、転決市町村名、転決住所名、転決方書、消除事由欄、事実上の世帯主、外国人配偶者名、保護者個人コード、保護者間続柄、連絡先電話番号、連絡先、納付組合、幼稚園コード、小学校コード、中学校コード、納税組合1、納税組合2、納税組合3、納税組合4、つき合い、数字1、数字2、数字3、数字4、数字5、数字6、漢字1、漢字2、漢字3、漢字4、漢字5、漢字6、漢字7、漢字8、漢字9、漢字10、合併前個人コード、合併前世帯番号、合併前市町村コード、除票無効区分、除票異動事由、除票届出日、除票異動日、除票通知日、30条の45に規定する区分、在留資格、在留期間等、在留カード等の番号、国籍・地域、外国人住民となった日、在留期間の満了の日、氏名履歴、本籍履歴、筆頭者履歴、続柄履歴、世帯主名履歴、転居異動日履歴、転居届出日履歴、転居住所変更日履歴、転居変更区分履歴、転居住所履歴、注釈届出日履歴、注釈内容履歴、在留期間等履歴、在留カード等の番号履歴、在留期間の満了の日履歴、通称履歴登録日、通称履歴登録市町村、通称履歴削除日、通称履歴削除市町村コード、通称履歴通称、個人番号、送付先情報、国民健康保険被保険者資格取得日、国民健康保険被保険者資格喪失日、退職被保険者等である旨、退職被保険者等となった年月日、退職被保険者等でなくなった年月日、後期高齢者医療被保険者資格取得日、後期高齢者医療被保険者資格喪失日、介護保険被保険者となった日、介護保険被保険者でなくなった日、国民年金資格取得日、国民年金資格喪失日、国民年金被保険者種別、国民年金被保険者種別変更日、基礎年金番号、児童手当支給開始年月、児童手当支給終了年月、選挙人名簿登録状況、旧氏漢字氏名、旧氏カナ氏名

(2) 本人確認情報ファイル

住民票コード、漢字氏名、外字数(氏名)、ふりがな氏名、清音化かな氏名、生年月日、性別、市町村コード、大字・字コード、郵便番号、住所、外字数(住所)、個人番号、住民となった日、住所を定めた日、届出の年月日、市町村コード(転入前)、転入前住所、外字数(転入前住所)、続柄、異動事由、異動年月日、異動事由詳細、旧住民票コード、住民票コード使用年月日、依頼管理番号、操作者ID、操作端末ID、更新順番号、異常時更新順番号、更新禁止フラグ、予定者フラグ、排他フラグ、外字フラグ、レコード状況フラグ、タイムスタンプ

(3) 送付先情報ファイル

送付先管理番号、送付先郵便番号、送付先住所(漢字 項目長)、送付先住所(漢字)、送付先住所(漢字 外字数)、送付先氏名(漢字 項目長)、送付先氏名(漢字 外字数)、市町村コード、市町村名(項目長)、市町村名、市町村郵便番号、市町村住所(項目長)、市町村住所、市町村住所(外字数)、交付場所名(項目長)、交付場所名、交付場所名(外字数)、交付場所住所(項目長)、交付場所住所、交付場所住所(外字数)、交付場所電話番号、カード送付場所名(項目長)、カード送付場所名、カード送付場所名(外字数)、カード送付場所郵便番号、カード送付場所住所(項目長)、カード送付場所住所、カード送付場所住所(外字数)、カード送付場所電話番号、対象となる人数、処理年月日、操作者ID、操作端末ID、印刷区分、住民票コード、氏名(漢字 項目長)、氏名(漢字)、氏名(漢字 外字数)、氏名(かな 項目長)、氏名(カナ)、郵便番号、住所(項目長)、住所、住所(外字数)、生年月日、性別、個人番号、第30条の45に規定する区分、在留期間の満了日、代替文字変換結果、代替文字氏名(項目長)、代替文字氏名、代替文字住所(項目長)、代替文字住所、代替文字氏名位置情報、代替文字住所位置情報、外字フラグ、外字パターン、ローマ字漢字氏名、ローマ字カナ氏名

(4) 広域住民票ファイル

依頼管理番号、行番号、依頼日付、依頼元市町村コード、請求者住民票コード、請求者氏名、請求者かな氏名、請求者住所、申請事由、請求区分、特別通知事項区分、住所、世帯主、世帯員数、対象者人数、交付識別コード、発行者氏名、発行者生年月日、発行者性別、発行者住民票コード、発行者個人コード、発行者世帯番号、発行者続柄、発行者住民日、発行者住定日、発行者届出日、発行者転入住所、受信日、受信時刻、送信日、送信時刻、結果コード、30条の45に規定する区分要求区分、在留資格要求区分、在留カード等の番号要求区分、国籍・地域要求区分、在留期間等要求区分、在留期間の満了の日要求区分、30条の45に規定する区分、在留資格、在留期間等、在留カード等の番号、国籍・地域、外国人住民となった日、在留期間の満了の日、個人番号

(5) 発行用住民票ファイル

氏名、生年月日、性別、世帯主名、世帯主との続柄、本籍地、筆頭者、住民となった年月日、住所、住定日、届出日、従前の住所、国籍・地域、外国人住民となった年月日、法第30条の45の表の下欄に掲げる事項、通称、個人番号

(6) 転出証明情報ファイル

転入出管理番号、転入出市町村コード、作成日、連番、行番号、新住所市町村コード、新住所、前住所市町村コード、転出前住所、世帯主、代表者役職名、代表者漢字氏名、転出届出日、転出予定日、転出者数、住民票コード、漢字氏名、かな氏名、生年月日、性別、続柄、本籍市町村コード、本籍地、筆頭者、国保資格、国保退職区分、年金記号番号、年金種別、児童手当有無、介護保険有無、送受信区分、送信状態、送信日、送信時刻、受信日、受信時刻、取込済区分、取込日、取込時刻、個人コード、世帯番号、処理番号、後期高齢有無、30条45区分、在留資格、在留期間、在留カード番号、国籍・地域、在留期間満了日、通称履歴登録日1～16、通称履歴登録市町村コード1～16、通称履歴削除日1～16、通称履歴削除市町村コード1～16、通称履歴通称1～16、備考、個人番号

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル (4)広域住民票ファイル (5)発行用住民票ファイル (6)転出証明情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 :本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 :総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 :正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組合せ、氏名と生年月日の組合せ)の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・宛名システム等における措置 :市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 :庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムに管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう適切な対策を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システム操作権限を有する職員を特定し、個人単位によるユーザID及び二要素認証によりアクセス制御を行っており、操作ログ等の記録においても管理している。
その他の措置の内容	・職員が事務以外で使用するリスクへの措置 :システムの操作履歴(操作ログ)を記録する :担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないか確認する。 :システム利用職員に対する研修会等において、事務以外の利用の禁止について指導する。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用し、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に設置する。(覗き見防止フィルターの取付も予定する。) 	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	「行政手続における特定の個人を識別するため番号利用等に関する法律」(以下、「番号法」という。)に基づき、筑西市が個人番号利用事務等の業務を実施するため委託先に預託する特定個人情報の取扱いについて定める
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	契約書において、筑西市個人情報保護条例をはじめとする個人情報保護に関する法令並びに関連ガイドライン等の趣旨に従うことを定めている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・情報保護管理体制の確認 : 委託先の社会的信用と能力を確認する。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 : 作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。 : 閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。 : 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 : 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用が無いことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 : 契約書に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認する。 : 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受ける。 	
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例に基づき認められる特定個人情報の移転等について厳格な管理の元取り扱うものとする。
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制御する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・不適切な方法での提供・移転が行われるリスク
:相手方(都道府県サーバ、個人番号カード管理システム)と市町村CS間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供・移転はなされないことがシステム上担保される。また、媒体への出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。
- ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置
:システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。
:システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。
また、本人確認情報に変更が生じる際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェックがなされた情報を通知することをシステム上で安保する。
(例、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする。)
- ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置
:相手方(都道府県サーバ、個人番号カード管理システム)と市町村CS間の通信は相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(入手) 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住基システムのソフトウェアにおける措置 :システムへのログイン時に、ログインが許可された利用者、利用端末のみが利用できるよう、認証を行っている。 :副本登録、情報提供機能は、許可された利用者、利用端末のみが利用できるよう、制御している。 :システムが管理対象とする特定個人情報(データセットレコード)のみを副本登録、情報提供可能とするよう制御している。 :システムへのログイン、ログアウト、副本登録、情報提供を実施した際のログ(利用者、利用端末、利用日時)を記録している。 ・住基システムの運用における措置 :既存住基システムで記録している操作ログは、不正な提供が行われていないことを適宜確認し、必要に応じてリストの出力を行う。 :提供に制限のある特定個人情報は、適切に不開示設定を行う実施手順を運用ルールに定め、当該ルールに従い実施している。 :自動応答不可の特定個人情報の提供に当たっては、所属長の承認を得た上で、提供を実施する運用を義務付けている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 :情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 :情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 :特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 :中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 ・中間サーバーの運用における措置 :不正検知の目的で、ログを定期的に確認する。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

■安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

- ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置
- ：中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。
- ・中間サーバー・プラットフォームにおける措置
- ：中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ：中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

■入手した特定個人情報が不正確であるリスク

- ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置
- ：中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

■入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

- ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置
- ：中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。
- ：既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。
- ：情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。
- ：中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
- (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。
- ・中間サーバー・プラットフォームにおける措置
- ：中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ：中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ：中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

■不適切な方法で提供されるリスク

- ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置
- ：セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。
- ：中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
- (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。
- ・中間サーバー・プラットフォームにおける措置
- ：中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
- ：中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ：中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

■誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

- ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置
- ：情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
- ：情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
- ：情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。
- (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

■その他のリスク

- ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置
- ：中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
- ：情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
- ・中間サーバー・プラットフォームにおける措置
- ：中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ：中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ：中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ：特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 :本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。</p> <p>・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 :システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。</p>	
8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・筑西市情報セキュリティ委員会による、情報セキュリティ監査の実施 ・全職員を対象に情報セキュリティ研修を実施(マイナンバー取扱いを含む) ・システムを使用する職員に対し、システム操作研修の実施
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	筑西市 市民環境部 市民課 308-8616 茨城県筑西市丙360番地
②請求方法	個人情報保護条例等に基づき開示、訂正、利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	筑西市 市民環境部 市民課 308-8616 茨城県筑西市丙360番地
②対応方法	受付票等に記入し、記録に残す。 必要に応じて関係部署への連絡を行い、協議のうえ対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年6月23日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月8日	I-2 特定個人情報ファイルを取り	—	【新規追加】 証明書コンビニ交付システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年6月8日	I-3 特定個人情報ファイル名	1. 住民基本台帳ファイル (以下略)	【新規追加】 5. 発行用住民票ファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要	—	【新規追加】 5. 発行用住民票ファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年6月8日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	1. 住民基本台帳ファイル (以下略)	【新規追加】 5. 発行用住民票ファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年6月8日	III-1 特定個人情報ファイル名	1. 住民基本台帳ファイル(住基システム) (以下略)	【新規追加】 5. 発行用住民票ファイル(証明書コンビニ交付システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年8月10日	I-2 特定個人情報ファイルを取り	システム1:住基システム(既存住民基本台帳システム)	システム1:住基システム(既存住民記録システム) システム2:住民基本台帳ネットワークシステム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年8月10日	I-4 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年8月10日	I-5 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年8月10日	I-6-② 所属長	市民課長 中島 真一	市民課長 渡邊 千和	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成30年8月10日	I-1-② 事務の内容	市民を対象とする行政を適切に行い、また、市民の正しい権利を保障するためには、市民に関	概要の一部を「市民を対象とする業務を適切に行い、市民の正しい権利を保障するためには、	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成30年8月10日	I-2-システム1-② システムの機能	2. 対象者の個人・世帯情報・住民基本台帳カードの発行状況等を照会する。	「2. 対象者の個人・世帯情報・個人番号カード及び住民基本台帳カードの発行状況等を照会	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成30年8月10日	I-2-システム4-② システムの機能		11. 自己情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して自己情	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成30年8月10日	I-3 特定個人情報ファイル名	(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル	(6)転出証明情報ファイルを追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成30年8月10日	I-5-② 法令上の根拠	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成30年8月10日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目		(6)転出証明情報ファイルを追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成30年8月10日	III-1 特定個人情報ファイル名	(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル	(6)転出証明情報ファイルを追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成30年8月10日	III-6 情報提供ネットワークシステム		リスク2:不正な提供が行われるリスクを追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年4月1日	II-3-④ 使用主体	・総務部関城支所窓口グループ ・総務部明野支所窓口グループ	・総務部関城支所 ・総務部明野支所	事後	
平成31年4月3日	I-5-② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
平成31年4月22日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目		(1)住民基本台帳ファイル 「旧氏漢字氏名」、「旧氏カナ氏名」を追加	事後	
令和1年10月31日	I-2-システム5		【新規追加】 かんたん窓口システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和2年4月17日	I-5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和2年4月24日	I-1-② 事務の内容	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手	事後	

令和2年4月24日	I-2 ②システムの機能	4. 本人確認情報検索 : 統合端末において入力された4情報(氏名、住	4. 本人確認情報検索	事後	
令和2年4月24日	II(3)-2 ③対象となる本人の範囲	番号法第7条第2項(指定及び通知)に基づき、 通知カードを個人番号の付番対象者全員に送	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人 番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基	事後	
令和2年4月24日	II(3)-2 ④記録される項目	・識別情報 ・	・識別情報 ・	事後	
令和2年4月24日	II(3)-2 ④記録される項目	(略)	(略)	事後	
令和2年4月24日	II(3)-3 ③使用目的	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通 知カード、個人番号カード関連事務の委任)に	個人番号カード省令第35条(交付申請書、個 人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を	事後	
令和2年4月24日	II(3)-3 ⑤使用方法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者 の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等	・既存住基システムより個人番号の通知対象者 の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申	事後	
令和2年4月24日	II(3)-5 ①法令上の根拠	総務省令	個人番号カード省令第35条(個人番号通知 書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	
令和2年4月24日	II(3)-5 ②提供先における用途	市町村からの通知カード及び個人番号カード省 令第35条(通知カード、個人番号カード関連事	市町村からの個人番号カード省令第35条(個 人番号通知書、個人番号カード関連事務の委	事後	
令和2年4月24日	II(3)-5 ⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の 期間に、番号法施行日時点における住民の送	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに 個人番号の通知対象者が生じた都度提供す	事後	
令和3年6月25日	I-5. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出
令和3年6月25日	II-5. 特定個人情報の移転(委 託を伴うものを除く。)	番号法第19条第7号別表第2の第1欄に掲げ る者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2の第1欄に掲げ る者(別紙1参照)	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出
令和3年6月25日	II-5. 特定個人情報の移転(委 託を伴うものを除く。)	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出
令和3年6月25日	II-5. 特定個人情報の移転(委 託を伴うものを除く。)	番号法第19条第7号別表第2の第2欄に掲げ る事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2の第2欄に掲げ る事務(別紙1参照)	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出
令和3年6月25日	II-5. 特定個人情報の移転(委 託を伴うものを除く。)	番号法第19条第7号別表第2の第4欄に掲げ る情報(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2の第4欄に掲げ る情報(別紙1参照)	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出
令和3年6月25日	(別添1) 特定個人情報ファイ ル記録項目	(7) 中間サーバーで保有される特定個人情報 (上記と重複する項目は除く)	※中間サーバーに保存される特定個人情報(世 帯番号・続柄等)は住民基本台帳システムで保	事後	
令和3年6月25日	(別紙1)の表題	番号法第19条第7号別表第二に定める事務	番号法第19条第8号別表第二に定める事務	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出
令和4年10月31日	I-5. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二	事後	
令和5年2月6日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務		・申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検 索・電子申請機能で受領する。	事前	
令和5年2月6日	2. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用する		システム6 サービス検索・電子申請機能 システム7 申請管理システム	事前	
令和7年2月21日	I-1②事務の内容	個人番号カード、特定個人情報の提供等に関 する省令(平成26年度11月20日総務省令第 85号)	個人番号カード、特定個人情報の提供等に関 する命令(平成26年度11月20日総務省令第 85号)		

<p>令和7年2月21日</p>	<p>I -5②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) なし(※情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85-2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120項)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日号内閣府、総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、20、22、22-3、22-4、23、24、24-2、24-3、25、26-3、27、28、31、31-2、31-3、32、33、37、38、39、40、41、43、44-2、43-3、44-5、43-4、44-2、45、47、48、49、49-2、50、51、53、54、55、56、57、58、59、59-2、59-2-2、59-2-3、59-3条</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>		
------------------	--------------------	--	---	--	--